



- I. ソーシャルネットワークサービスの提供者に対するドイツ競争法の執行を巡るドイツ最高裁決定
- II. 英国による EU 離脱と原産地規則における拡張的な累積適用の可能性
- III. 外国投資規制 東欧諸国における各国法令アップデート

2020年  
8月18日号

## I. ソーシャルネットワークサービスの提供者に対するドイツ競争法の執行を巡るドイツ最高裁決定

執筆者: 川合 弘造、角田 龍哉

2020年6月23日、ドイツ連邦最高裁判所(BGH)は、原審であるドイツのデュッセルドルフ高等裁判所(OLG Düsseldorf)の決定を破棄し、ソーシャルネットワークサービス(以下「SNS」という。)の提供者である Facebook に対するドイツ競争当局の命令は執行可能である旨の決定(以下「本決定」という。)を下した<sup>1</sup>。以下では、本決定に至るまでの経緯と決定の内容の概要を紹介しつつ、日本への示唆を述べる。

### 1. 経緯の概要

2016年3月、ドイツの競争当局である連邦カルテル庁(Bundeskartellamt)は、Facebook のデータ収集行為に対する正式調査を開始し<sup>2</sup>、2017年12月にその予備的評価を公表しつつ<sup>3</sup>、2019年2月7日、Facebook が、グループ企業や第三者のサイトから収集したデータと、自らが収集したデータを統合して利用することについてのユーザーの同意無しに、かかる統合・利用を禁止す

<sup>1</sup> <https://www.bundesgerichtshof.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2020/2020080.html> (原文)

[https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Publikation/EN/Pressemitteilungen/2020/23\\_06\\_2020\\_BGH\\_Facebook.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=2](https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Publikation/EN/Pressemitteilungen/2020/23_06_2020_BGH_Facebook.pdf?__blob=publicationFile&v=2) (英訳)

<sup>2</sup> [https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Meldung/DE/Meldungen%20News%20Karussell/2016/02\\_03\\_2016\\_Facebook.html](https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Meldung/DE/Meldungen%20News%20Karussell/2016/02_03_2016_Facebook.html) (原文)

[https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Meldung/EN/Pressemitteilungen/2016/02\\_03\\_2016\\_Facebook.html?nn=3591568](https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Meldung/EN/Pressemitteilungen/2016/02_03_2016_Facebook.html?nn=3591568) (英訳)

<sup>3</sup> [https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Publikation/DE/Pressemitteilungen/2017/19\\_12\\_2017\\_Facebook.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=3](https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Publikation/DE/Pressemitteilungen/2017/19_12_2017_Facebook.pdf?__blob=publicationFile&v=3) (原文)

[http://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Publikation/EN/Pressemitteilungen/2017/19\\_12\\_2017\\_Facebook.html?nn=3600108](http://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Publikation/EN/Pressemitteilungen/2017/19_12_2017_Facebook.html?nn=3600108) (英訳)

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

る旨の命令を行った<sup>4</sup>。

これに対して Facebook は、ドイツのデュッセルドルフ高等裁判所に対して、当該命令の取消しを求める抗告訴訟を提起すると同時に、その執行停止を求めたところ、2019年8月26日、同高等裁判所は、連邦カルテル庁の命令の適法性には重大な疑いがあるとして、その差し止めを認める仮決定を下した<sup>5</sup>。これを不服として、連邦カルテル庁が上訴したところ、2020年6月23日、ドイツ連邦最高裁は、本決定を行ったものである。

## 2. 本決定の概要

本決定の原文は未だ公表されていない模様であるが、プレスリリース等でその概要が説明されている。

プレスリリースによれば、ドイツ連邦最高裁は、Facebook がドイツの SNS 市場において支配的地位を有していることについてまた、Facebook が、(連邦カルテル庁の禁止する)利用規約を用いて当該支配的地位を濫用していることについて、重大な疑いがあるとはいえないことを理由に、デュッセルドルフ高等裁判所の決定を覆す旨の判断をした模様である。

そして、ドイツ連邦最高裁は、この判断に至るに当たり、おおむね以下の点を指摘しているようである。

- Facebook によるユーザーの個人データの処理・利用(Verarbeitung und Nutzung)が EU のデータ保護法制である一般データ保護規則(General Data Protection Regulation)に適合しているか否かが問題ではなく、Facebook の利用規約に同意しないと Facebook を利用できないようにすることで、利用者から「選択肢」<sup>6</sup>を剥奪しているとするれば、かかる利用規約が濫用的であるという点に焦点がある。
- さらに、Facebook は、SNS ユーザーと広告主とを仲介する二面市場において、SNS ユーザーに対して、自分自身を表明し他者と意思疎通するプラットフォームを提供する一方で、広告主に対して、様々な形態のオンライン広告の提供機会を与えている。そして、Facebook は、この広告サービスを通じてプラットフォームの運営原資を獲得しつつ、利用者に SNS 等の(無償)サービスを提供する仕組みを作り出している<sup>7</sup>。
- Facebook は、市場支配的地位を有するネットワークの運用者として、以前から存在している既存の SNS 市場の競争を維持する特別な義務(besondere Verantwortung)がある。
- Facebook 利用者にその他の選択肢がないという事実は、GDPR によっても保護されている情報に関する自律性や自己決定権に影響を及ぼしているだけではない。連邦カルテル庁の認定によれば、SNS の利用者の中には、開示する個人データをより少なくしたいとの希望を持つ利用者も相当程度存在するところ、競争原理が機能していれば、Facebook の利用者は、(個人)データの提供範囲がより限定的な他のサービスに移行できるはずである。しかし、Facebook は、(後述のとおり)膨大なデータへのアクセスを背景に、SNS 市場における支配的地位を獲得し、競争原理が機能しなくなった結果、利用者をロックインしている(Lock-in-Effekte)。このために、Facebook の利用者は、他のサービスに移行する等の選択肢を失い、搾取されている。
- このように組み立てられたサービスの提供条件は、ネットワーク効果により、競争にも悪影響を及ぼしている。個人の利用者にとっても広告主にとっても、ネットワークの便益は、ネットワークが拡大すればするほど増加するため、Facebook の市場における地位は、(直接的な)ネットワーク効果により特徴付けられる。こうした Facebook の市場における地位は、競争事業者が、合理的な期間内に十分な数の利用者を獲得する場合にのみ、牽制可能となる。
- さらに、データへのアクセスは、広告市場のみならず SNS 市場においても重要な競争変数であるところ、Facebook の大規

<sup>4</sup> [https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Meldung/DE/Pressemitteilungen/2019/07\\_02\\_2019\\_Facebook.html](https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Meldung/DE/Pressemitteilungen/2019/07_02_2019_Facebook.html)(原文)

[https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Meldung/EN/Pressemitteilungen/2019/07\\_02\\_2019\\_Facebook.html](https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Meldung/EN/Pressemitteilungen/2019/07_02_2019_Facebook.html)(英訳)

<sup>5</sup> [https://www.olg-duesseldorf.nrw.de/behoerde/presse/archiv/Pressemitteilungen\\_aus\\_2019/20190826\\_PM\\_Facebook/20190826-Beschluss-VI-Kart-1-19-V\\_.pdf](https://www.olg-duesseldorf.nrw.de/behoerde/presse/archiv/Pressemitteilungen_aus_2019/20190826_PM_Facebook/20190826-Beschluss-VI-Kart-1-19-V_.pdf)(原文)

<https://www.d-kart.de/wp-content/uploads/2019/08/OLG-D%C3%BCsseldorf-Facebook-2019-English-1.pdf>(英訳)

<sup>6</sup> ドイツ連邦最高裁は、選択肢の内容として、Facebook が、利用者の off Facebook でのインターネットの利用状況も把握して、より個人向けにカスタマイズされたサービス提供をすることを希望するかや、Facebook 上で共有したデータを基にした個人向けカスタマイズの水準に同意するかについての選択肢を挙げている。

<sup>7</sup> ドイツ連邦最高裁は、さらに、Facebook の提供するサービスは、単なるプラットフォームの提供を超えており、利用者向けサービスとオンライン広告による収益確保とは継ぎ目なく重複し、混じり合う結果となっている、とも指摘する。

模なデータベースへのアクセスは、明白な「ロックイン効果」を増している。そのため、Facebook が得るデータの量及び質が、広告主との契約を巡るオンライン広告市場における競争に与え得る反競争的な影響を検討の範囲外に置くことはできない。

- ・ なお、高等裁判所の判断と異なり、SNS とは別異の市場があり、Facebook がかかる市場でも市場支配的な地位を有していると決定する必要性はない。反競争的な効果は、問題となる行為を行った会社が支配的な市場で生じる必要性はなく、当該会社が支配していない市場でも発生しうる。

### 3. 日本法・実務に対する示唆

本決定は、個人に関する情報を利活用してサービスを提供し、広告収入によりその原資及び収益を得ようとする事業者にとって、市場で一定の地位を獲得した暁には、ユーザーの選択肢を奪い、新規参入の阻害につながり得る行為は、競争法に照らして慎重に精査する必要があることを示唆している。特に変化が激しい IT 関連の市場では、実際に市場で一定の地位を獲得した後になって初めて競争法上の評価を考え始めるというよりは、そのような見込みがある段階から、将来的な地位を見据えて、利用者や広告主との規約や取引条件、社内体制等の整備に努めておくことが重要になる。

他方で、本決定はあくまでも高等裁判所の行った執行停止の可否についての判断で、本案に対する判断はまだ下されておらず、例えば、競争法上の評価を最終的に下す上で欠かせない、事業者側の主張する行為の必要性、合理性、正当性といった正当化事由に関する言及は、少なくとも本決定のプレスリリースには見当たらない。さらに、見方によっては今後欧州司法裁判所の判断を仰ぐ可能性も残されている。そのため、本決定は、あくまで過渡的な判断として位置付けておくことが穏当であろう<sup>8</sup>。

そのうえで、日本との関係では、日本の公正取引委員会も、既に、「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」<sup>9</sup>や、「Z ホールディングス株式会社及び LINE 株式会社の経営統合に関する審査結果」<sup>10</sup>を公表し、個人情報保護と競争確保の交錯に対して一定の考え方を示してきている。これに対して本決定は、SNS 市場における GDPR への適合性の評価とは異なる観点からの評価の重要性をも指摘しているものの、あくまでも、日本とは異なると思われるドイツにおける市場環境を前提に、(個人の基本権等に関するドイツの裁判例を踏まえて、)ドイツ競争法を適用した高裁決定の適否を検討した判断であって<sup>11</sup>、検討対象となる市場や、データに対する位置付け・評価等も含めて、事実的にも理論的にも、日本で参照するためには詰めなければならない距離が相当程度存在する。したがって、市場環境等が相当異なる日本にとっての参照の可否や価値は慎重に見極める必要があるのであって<sup>12</sup>、本決定を以て直ちに前記考え方に何らかの加除修正を行う必要があるということにはならないのではないかと見込まれる。

<sup>8</sup> 高裁における本案の判断は、2020 年冬を目途に下される可能性がある。

<sup>9</sup> [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/dec/191217\\_dpfgl.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/dec/191217_dpfgl.html)

<sup>10</sup> <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/aug/200804.html>

<sup>11</sup> EU 競争法のレベルでの対処を検討する前に、加盟国法のレベルで試験的な法運用が行われることは、ままあることのようにあり(例えば、最近の例では、取引価値に着目した企業結合規制の届出基準の導入があるように思われる。他にも、Competition 2020 XXIII. Biennial Report by the Monopolies Commission in accordance with Section 44 Paragraph 1 Sentence 1 of the German Act against Restraints of Competition, para. 58 参照 ([https://www.monopolkommission.de/images/HG23/HGXXIII\\_Summary.pdf](https://www.monopolkommission.de/images/HG23/HGXXIII_Summary.pdf))), そのような過渡的な意味合いを持つ事例と捉え得ることに留意が必要である。

<sup>12</sup> ドイツ連邦最高裁は、反競争の効果は、Facebook が市場支配的地位を有する市場で生じる必要はなく、また、反競争的效果が生じ得る場で別途「市場」が成立するかを決定する必要もないと指摘しているが、高裁の決定を覆すのにあえて触れる必要があったか不明瞭であり、高裁と正確に噛み合った判断だったのかにも検討の余地があるように思われる。

かわい こうぞう  
川合 弘造

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[k\\_kawai@jurists.co.jp](mailto:k_kawai@jurists.co.jp)

1988年弁護士登録。1994年KULーベン大学大学院法学部修士(EC法専攻, LL.M.)(magna cum laude)。ブリュッセルのクリアリー・ゴットリーブ・スティーン アンド ハミルトン法律事務所にて勤務。日本内外の独占禁止法/競争法全般と通商法を専門とするほか、大型の国際訴訟や内外の各種規制当局対応業務を行っている。2006年より2015年まで東京大学法科大学院非常勤講師を務めたほか、政府の各種審議会・研究会等でも委員を務めてきている。

つのだ たつや  
角田 龍哉

西村あさひ法律事務所 弁護士

[t\\_tsunoda@jurists.co.jp](mailto:t_tsunoda@jurists.co.jp)

2014年弁護士登録。日本内外の独占禁止法/競争法全般のほか、IT/デジタル、プラットフォーム規制や、通商法、データ保護法、会社法等を幅広く担当。近時の著作として、「プラットフォーム事業者側の視点 (特集: プラットフォーム規制の現在地)」(ジュリスト1545号)、「ビッグデータと単独行為 (特集: プラットフォームと競争法)」(ジュリスト1508号)等がある。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。

## Ⅱ. 英国による EU 離脱と原産地規則における拡張的な累積適用の可能性

執筆者: 菅 悠人、玉木 咲良

### 1. はじめに

2020年1月31日に英国がEUを離脱してから、英国とEUの間では自由貿易協定の締結に向けた交渉が進められている。離脱後も、英国とEUの間では移行期間が続いており、英国を実質的にEU統一市場の一員として扱う経過措置が2020年末までは継続する。しかしながら、離脱からおおよそ半年が経過した現在においても、自由貿易協定の交渉妥結に向けて大きな進展があったとの報道は見られない。双方の首席交渉官は、2020年7月23日、移行期間の終了までに自由貿易協定について合意に達しない可能性があるとして発表するに至っている<sup>13</sup>。

他方で、日本と英国との間で交渉が開始されている経済連携協定の締結交渉については、2020年8月上旬に茂木外務大臣が訪英して英国のトラス国際貿易大臣と協議した結果、大半の分野で実質合意し、同月末には両国間で大筋合意に至る見通しと報じられており<sup>14</sup>、今後の進展に注目が集まっている。

これらの交渉の結果によって、英国やEU加盟国に拠点を有する日本企業が大きな影響を受けるとみられているが、特に英国に製造拠点を持つ日系の完成車メーカーや、日・英・EU間で密接なサプライチェーンを構築してきた自動車部品サプライヤーへの影響は顕著であろう。英EU間の交渉に進展がみられず、企業の懸念が高まる中、日本自動車工業会(JAMA)と英国自動車製造販売協会(SMMT)は、2020年7月10日、日英間の経済連携協定に関する考えをまとめた共同ポジションペーパーを発表した<sup>15</sup>。

### 2. JAMA と SMMT による共同ポジションペーパーの内容

JAMA と SMMT による共同ポジションペーパーは、日英間の経済連携協定だけでなく、英EU間の自由貿易協定についても述べており、英国とEUに対して、2020年12月31日に期限を迎える移行期間の終了前に、英EU間の自由貿易協定が発効することを確実にするよう求めるとしている。また、英EU間の自由貿易協定は、「公平な競争環境の条件を満たす場合に、英国とEUに共通する特惠貿易相手国原産の自動車生産に関するコンポーネント・部品の累積を認める」内容を含むべきであるとの考え

<sup>13</sup> 日本経済新聞電子版「英 EU『FTA なしの可能性も』 離脱後交渉、隔たり続く」(2020年7月24日)  
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO61895020U0A720C2I00000/>

<sup>14</sup> 日本経済新聞電子版「茂木氏、日英通商協定で『実質合意』 月内大筋合意へ」(2020年8月7日)  
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO62466060X00C20A8000000/>

<sup>15</sup> 一般社団法人日本自動車工業会(JAMA)「日英 FTA 交渉に関する JAMA-SMMT の共同ポジションペーパー(仮訳)」2020年7月10日  
<http://www.jama.or.jp/release/topics/20200710.html>

が示されている。他方、日英間の経済連携協定に関しては、交渉において優先すべき項目をいくつか挙げており、そのうち、原産地規則については、「日英 FTA は既存の日 EU EPA における原産地規則の基本条件を維持し、将来の日英自動車貿易における EU 原産部品の累積を促進すべきである。」としている。

### 3. 累積原産地規則について

JAMA と SMMT による共同ポジションペーパーの中に示された、「英国と EU に共通する特惠貿易相手国原産の自動車生産に関するコンポーネント・部品の累積」、および「将来の日英自動車貿易における EU 原産部品の累積」という考えには、興味深い発想が含まれている。このことを考えるにあたり、まずは通商協定における特惠原産地規則と累積(cumulation)の考え方について概説することとしたい。

#### (1) 特惠原産地規則

二国間で自由貿易協定や経済連携協定が締結された場合、一方締約国(A 国)から他方締約国(B 国)への輸入産品は、第三国(C 国)から当該他方締約国(B 国)への輸入産品よりも有利な関税上の待遇(特惠関税)が B 国において与えられる。しかし、かかる待遇が適用されるためには、輸入産品の原産地を特定し、その産品が特惠関税の対象となる A 国を原産地としていると判断されることが必要である。特惠原産地規則とは、この原産地の判断と決定を行うために通商協定(および当該通商協定の定めを受けて制定された国内関税法)の中で定められるルールのことをいう。

例えば、A 国で生産された原材料のみを使用して A 国の中で製造された産品が A 国を原産地とすることには異論をみないであろう。しかしながら、国際貿易が高度に発達した現代においては、自動車のように、第三国(D 国・E 国等)で製造された部品を使用して A 国で産品を製造し、完成した当該産品を B 国へ輸出する、といった生産活動が頻繁に行われる。特惠原産地規則は、このような事例のために、具体的にどのような基準を満たせば当該産品が A 国原産と決定できるかを定める。仮に適用される特惠原産地規則が、付加価値基準で 80%等と定められていた場合、A 国で完成した当該産品は、D 国・E 国の部品を部分的に使用していてもよいものの、A 国で 80%以上の付加価値が加えられたものでなければ、輸出先の B 国において A 国原産と認定されないため、特惠関税の適用を受けられないことになる。

#### (2) 累積

累積とは、特惠原産地規則において、一方の締約国の原産品や生産行為を他方の締約国の原産品や生産行為とみなす取り扱いのことをいう<sup>16</sup>。例えば、上記の、第三国で製造された部品を使用して A 国で産品を製造し、完成した当該産品を B 国へ輸出する、という事例で、特惠原産地規則が付加価値基準で 80%と定められていた場合を仮定すると、仮に当該産品のうち純粋に A 国で加えられた付加価値が 60%だったとしても、累積が認められている場合には、残り 40%のうち 20%は B 国産の部品を使用することで得られた付加価値なのであれば、輸出先の B 国において特惠関税の適用を受けられることになる。このようなルールを定めることによって、生産の拠点を海外に移した企業は、原材料を進出先で現地調達できず、自国からの輸出に頼っていたとしても、進出先で製造した産品を自国に輸入する際に特惠の恩恵を受ける余地が生まれる。

#### (3) 累積の種類

上記(2)で述べた累積は、最も単純な二国間累積と呼ばれるものであるが、累積には、以下のように他にも様々なタイプが存在する<sup>17</sup>。

##### a 二国間累積

A 国の原産品について、B 国の原産品とみなす。

<sup>16</sup> 松下満雄・米谷三以「国際経済法」803 頁および 815 頁

<sup>17</sup> 日本貿易振興機構(ジェトロ)ブリュッセルセンター「特惠関税に関する原産地規則(EU)」10 頁以下(2006 年 2 月)  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/report/05001339/05001339\\_001\\_BUP\\_0.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/05001339/05001339_001_BUP_0.pdf)

## b 第三国累積

一定の条件下で協定締約国ではない第三国原産品について、締約国の原産品とみなす。

例) A 国と B 国間で自由貿易協定が締結されており、双方が各々 X 国と自由貿易協定を締結している場合には、AB 間の自由貿易協定において、X 国原産品を A 国または B 国の原産品とみなす。

## c 全累積

一方締約国の領域において行われる非原産品への作業または加工の全てを加算して考慮に入れることができる。

例) A 国と B 国間で自由貿易協定が締結されている場合に、締約国ではない Y 国原産の材料について、A 国領域内で加工が行われた場合、当該加工行為を A 国における生産行為として考慮する。その結果、当該生産行為が原産地規則で定められた基準に照らして十分な程度に達していれば、加工後の産品は B 国に輸出された際に A 国の原産品として扱われる。

## (4) 日英間の経済連携協定における累積ルール

上記 2. で述べたとおり、JAMA と SMMT による共同ポジションペーパーでは、「日英 FTA は既存の日 EU EPA における原産地規則の基本条件を維持し、将来の日英自動車貿易における EU 原産部品の累積を促進すべきである。」と言及している。

この点、日 EU 経済連携協定では、二国間累積(3.5 条 1 項)および全累積(同条 2 項)が認められている。

加えて、乗用車に組み込む特定の自動車部品 3 種類(ガソリンエンジン、ワイヤーハーネスおよび部分品・附属品)の材料であって第三国を原産とするものについては、第三国累積に関する定めもある<sup>18</sup>(付録 3-B-1 第 5 節)。もともと、この第三国累積が認められるためには様々な制限があり、適用の余地は相当に限定されている<sup>19</sup>。現時点でも、かかる第三国累積を適用できる第三国は存在しないとみられるが、上記の JAMA と SMMT による上記の言及は、今後、日英間および英 EU 間でそれぞれ通商協定が締結された場合に、他の累積ルールの活用に加えて、日 EU 経済連携協定の第三国累積を活用できるような内容の条件を日英間の経済連携協定において合意するよう促す趣旨のものとして理解される。

## (5) 英 EU 間の自由貿易協定における累積ルール

上記 2. で述べたとおり、JAMA と SMMT による共同ポジションペーパーでは、「英 EU FTA は、…公平な競争環境の条件を満たす場合に、英国と EU に共通する特惠貿易相手国原産の自動車生産に関するコンポーネント・部品の累積を認める」内容を含むべきであるとも言及している。

この点、冒頭で述べたとおり、英 EU 間の自由貿易協定については交渉妥結に向けて大きな進展が見られるわけではない。しかしながら、現時点までに、英 EU それぞれが自由貿易協定の草案は作成し、公表している。

まず、EU 側が公表している協定草案<sup>20</sup>(以下「EU 側協定草案」という。)では、二国間累積を認めているにすぎず、第三国との既存または将来の自由貿易協定における累積については認めない方向性が示されている<sup>21</sup>。EU 側が第三国累積を提案しなかった理由は定かではないが、移行期間の期限が迫る中、複雑なルールを試みるのはなるべく避けるべきといった思惑が作用した可能性は否定できないように思われる。

他方、2020 年 5 月に英国が公表した協定草案<sup>22</sup>(以下「英国協定草案」という。)においては、大要、以下のような第三国累積を含むルールが提案されている。

<sup>18</sup> 財務省関税局・税関「日 EU・EPA 原産地規則について」(2018 年 11 月・12 月) <[https://www.customs.go.jp/roo/text/eu\\_roo.pdf](https://www.customs.go.jp/roo/text/eu_roo.pdf)>

<sup>19</sup> すなわち、①日 EU 双方が各々当該第三国との間で自由貿易協定を締結していること、②一方締約国と第三国との間で第三国累積の完全な実施を確保する十分な行政上の協力に関する取極が定められ、かつその内容を他方締約国に対し通報すること、③日 EU が他の全ての適用可能な条件について合意すること、という厳しい要件を満たす必要がある。

<sup>20</sup> European Commission “Draft text of the Agreement on the New Partnership with the United Kingdom” 18 March 2020 <[https://ec.europa.eu/info/publications/draft-text-agreement-new-partnership-united-kingdom\\_en](https://ec.europa.eu/info/publications/draft-text-agreement-new-partnership-united-kingdom_en)>

<sup>21</sup> EU 側協定草案原産地規則章参照

<sup>22</sup> GOV.UK “DRAFT WORKING TEXT FOR A COMPREHENSIVE FREE TRADE AGREEMENT BETWEEN THE UNITED KINGDOM AND THE EUROPEAN UNION)” <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/886010/DRAFT\\_UK-EU\\_Comprehensive\\_Free\\_Trade\\_Agreement.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/886010/DRAFT_UK-EU_Comprehensive_Free_Trade_Agreement.pdf)>

- I. 一方締約国における製品の生産の材料として、他方締約国または関係提携国(a relevant partner country)等の原産品が使用された場合、当該原産品については一方締約国の原産品とみなす<sup>23</sup>。ここで、「関係提携国」とは、移行期間の終了前にEUとの間で自由貿易協定を締結した国または地域等を指す<sup>24</sup>。
- II. 輸出業者は、製品の原産地を判断するにあたり、非原産材料について、一方締約国または関係提携国等において行われた作業や加工についても考慮することができる<sup>25</sup>。
- III. IおよびIIにおける、関係提携国を対象とする累積は、英国が当該関係提携国と自由貿易協定を締結しており、かつ、当該自由貿易協定における原産地規則が本英EU自由貿易協定で適用されるものと同様であるという条件を充足する場合に限り適用される<sup>26</sup>。  
移行期間終了前に英国が関係相手国と締結した自由貿易協定については、当該自由貿易協定の締結時点において、EUと関係相手国間で適用されている自由貿易協定に含まれる原産地規則と同様のものを含むとみなす。
- IV. IIIに影響を及ぼすことなく、Iの適用において、当該材料が関係提携国の原産品であるか否かは、英国における生産において使用された場合は英国と当該関係提携国間の自由貿易協定、EUにおける生産において使用された場合はEUと当該関係提携国間の自由貿易協定に定められた原産地規則によって決定しなければならない<sup>27</sup>。
- V. 関係提携国の原産品は、①当該原産品について各締約国が異なる特惠関税レートや一般特惠関税レートを適用している場合、および②当該原産品が、一方締約国における累積の適用により、関係提携国から他方締約国に直接輸出される場合よりも低い特惠関税率の対象となる場合には、Iにおける累積から除外される<sup>28</sup>。
- VI. 各締約国が同じ第三国と自由貿易協定を締結しており、かつ当該第三国がIおよびIIにおける関係提携国に係る累積の対象ではない場合において、当該第三国の製品が一方締約国における作業や加工において使用された場合には、その製品は当該一方締約国の原産品とみなす。同様に、当該第三国における、材料についての作業や加工は、作業や加工をされた製品がその後輸出締約国における生産に用いられる場合は、当該第三国における作業や加工は輸出締約国において行われたものとみなす<sup>29</sup>。
- VII. 各締約国は、該当する条件に関して両締約国間における合意に基づいて、VIを施行する<sup>30</sup>。

上記のとおり、英国協定草案では、二国間累積だけでなく、英国とEUがそれぞれ同じ第三国と自由貿易協定を締結している場合の第三国累積を広範に認めようとしている点に大きな特徴がある。この意味では、英国協定草案の方が、JAMAとSMMTの呼びかけに対してよりよく応える内容と評価されることになると思われる。

#### 4. おわりに

英EU間の自由貿易協定に関しては、交渉が今後どのように進展するか、また、そもそも移行期間の延長は本当に起こらないのか、といった各論点について、依然として見通しが立たない不確実な状況が続いている。

多角的な国際貿易に基づく各国における生産体制の分業が高度に発達した現代においては、仮に日英間の経済連携協定交渉が締結までスムーズに推移したとしても、これのみにより英国のEU離脱に伴う問題が全て解決されるわけではない。上記で見た原産地規則と累積の問題はこのことをよく示しているといえる。

英国のEU離脱によって生じた今後の国際貿易に関する不確実性は、英国とEUのみならず、これらの国・地域と密接な貿易関係を有する第三国も積極的に関与させることで、全体的な解決を図ることが期待される。

<sup>23</sup> 英国協定草案 3.3 条 1 項

<sup>24</sup> 英国協定草案 3.3 条 14 項

<sup>25</sup> 英国協定草案 3.3 条 2 項

<sup>26</sup> 英国協定草案 3.3 条 11 項

<sup>27</sup> 英国協定草案 3.3 条 8 項

<sup>28</sup> 英国協定草案 3.3 条 10 項

<sup>29</sup> 英国協定草案 3.3 条 12 項

<sup>30</sup> 英国協定草案 3.3 条 13 項

すが ゆうじん  
菅 悠人

西村あさひ法律事務所 弁護士

[y\\_suga@jurists.co.jp](mailto:y_suga@jurists.co.jp)

2009年弁護士登録。2016年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)。2017年パリ第二大学修士課程卒業(LL.M. de droit français, européen et international des affaires)、フランス・パリ弁護士会登録。2017年より2018年までウィルマーヘイル法律事務所(ロンドンおよびブリュッセルオフィス)へ出向。国際案件の経験が豊富で、外国の法令に関する知見も広い。特にEUにおける規制関連法全般について現地実務や法令改正等、最新の動向を踏まえた助言を行っている。

たまき さくら  
玉木 咲良

西村あさひ法律事務所 弁護士

[s\\_tamaki@jurists.co.jp](mailto:s_tamaki@jurists.co.jp)

2019年弁護士登録。2018年北海道大学法学部卒業。

国内外のM&A案件等を中心に、企業法務全般に幅広く従事。

## Ⅲ. 外国投資規制 東欧諸国における各国法令アップデート

執筆者: 星野 大輔、古屋 亨

### 1. はじめに

[西村あさひ法律事務所ヨーロッパニュースレター2020年5月22日号](#)「欧州における外国直接投資規制」及び「外国投資規制 欧州主要諸国における各国法令アップデート」で紹介したとおり、近時のEUにおける外国投資規制に関する厳格化の動きを受けてEUの各加盟国では外国投資規制に関する法令改正の動きが現れている。上記「外国投資規制 欧州主要諸国における各国法令アップデート」では、フランス、ドイツ、イタリア及びスペインに関する概況を報告したが、本項では、東欧のポーランド、チェコ及びハンガリーに関する概況を報告する。

### 2. ポーランド

#### (1) 従来外国投資規制

ポーランドでは、2015年9月30日に「特定投資の規制に関する法律」が施行され、概要、エネルギー事業、電気通信事業等の重要産業分野においてポーランド企業の株式を20%以上取得する場合にはポーランド財務省への事前届出とクリアランスの取得が義務づけられていたが、同規制は取得者の国籍を問わず適用されるものであり、外国投資家による投資を、国内又は一定の域内の投資家による投資と区別して規制するという意味での外国投資規制は存在しなかった。

#### (2) 近時の外国投資規制の改正

本年、ポーランドでは、新型コロナウイルス(以下「COVID-19」)対策法制プログラム「Anti Crisis Shield 4.0」の一環として、上記「特定投資の規制に関する法律」の改正が実施され、2020年7月24日に発行した。ポーランド競争当局(以下「UOKiK」)によれば、同法の目的は、COVID-19のパンデミックに伴って生じた、公衆の安全、秩序、及び健康に関連する企業への買収リスクに対処するものである<sup>31</sup>。改正法の下では、外国投資家による投資に対する国内審査スキームが導入され、一定の取引においてUOKiKへの事前届出と認が必要となった。この審査スキームは2020年7月24日より24か月間(2022年7月24日まで)効力を有する予定であり、概要は以下のとおりである。

<sup>31</sup> [https://www.uokik.gov.pl/news.php?news\\_id=16638&news\\_page=1](https://www.uokik.gov.pl/news.php?news_id=16638&news_page=1)



## ① 届出義務者

同法の届出義務は、EU、欧州経済領域(以下「EEA」)、又は OECD 加盟国以外の国に登録している法人又は国籍保有者が、対象事業を営むポーランド企業の支配権を取得する場合又は一定割合の株式を取得する場合に認められる。したがって、日系企業は届出義務の主体から除外されている。

## ② 対象事業分野

以下の条件を満たす事業者が届出の対象となる事業体となる。

- ・ ポーランドに本社を置いている
- ・ 届出に先立つ2会計年度のいずれかにおいて、ポーランド国内での年間売上高が1,000万ユーロを超えている
- ・ 上場しているか、又は公衆の安全、秩序、及び健康に関連する事業(例:エネルギー、通信、食品、製薬、社会の基幹事業向けのソフトウェア開発等)に従事している<sup>32</sup>

## ③ 手続

原則として、取引実行前に UOKiK に届出を行わなければならない、クリアランスが得られるまで取引の実行はできない。UOKiK は、届出受領から 30 日以内に第一段階の審査手続を行う。当該審査手続において、公衆の安全や公の秩序に関わるため更なる調査が必要である場合に限り、第二段階の審査手続に進むこととなる。第二段階の審査手続は原則として 120 日以内に終了する。審査の判断基準については、UOKiK のガイドラインが公表されている<sup>33</sup>。

## ④ 違反の効果

UOKiK の許可を得ずに行われた取引、又は禁止決定に違反して行われた取引は無効となる。このような行為は、刑事罰の対象にもなり、最高 5,000 万ポーランドズロチ(1,000 万ユーロ以上)の罰金又は 6 か月から 5 年の禁固刑が科され得る。

## 3. チェコ

従来、チェコでは、金融業、軍需産業等の特殊な事業分野において、外国企業が事業を営むためには(通常の事業許認可のプロセス以外に)各事業分野の担当官庁の許認可が要求される例があったものの、国家の安全保障等を理由とする広範な外国投資規制は存在しなかった。

しかしながら、2020 年 4 月 6 日、チェコ政府は、外国投資家による投資の審査制度を定めた新法案を承認した。もともと、同法案は、2020 年 8 月 12 日現在、国会審議が終了しておらず<sup>34</sup>、内容が変更される可能性はあるものの、概要は以下のとおりである。

## ① 届出義務者

新法案では、EU 以外の国に登録している法人又は国籍保有者、又は、EU 以外の国に登録している法人又は国籍保有者に支配されている法人が、届出対象事業について以下の行為を実施する場合に届出義務が課せられる。

- ・ 議決権の 10%以上の株式を取得する
- ・ 取締役等として事業体に所属する
- ・ 事業活動を行うための財産の所有権を取得する
- ・ その他安全保障や内政・公衆の秩序を守るために重要な情報、システム、技術にアクセスすることが出来るようになる程度の支配権を獲得する

## ② 対象事業分野

兵器等やデュアルユース製品の製造事業の他、安全保障や秩序維持を脅かす恐れのある重要なインフラ事業も対象とされる。重要なインフラ事業は、電力、ガス、水道、食品、農業、ヘルスケア、輸送、通信 IT 等を含み、詳細は政府の規則によって規定される。

<sup>32</sup> 従前の届出対象事業と異なり、上場企業が広く対象になっている他、食品事業や製薬事業等も広く対象に加えられている。

<sup>33</sup> 上記ガイドラインは、UOKiK のウェブサイト([https://www.uokik.gov.pl/news.php?news\\_id=16638&news\\_page=1](https://www.uokik.gov.pl/news.php?news_id=16638&news_page=1))からダウンロード可能である。

<sup>34</sup> チェコでは 2020 年 7 月 10 日に夏期休暇前最後の国会審議が行われたが、当該審議までに法案は承認されなかった模様である。

### ③ 手続

対象事業分野に該当する場合には、取引実行前に産業貿易省に届出を行う必要がある。産業貿易省は、原則として 90 日以内<sup>35</sup>に取引を承認するかどうかの判断を行う。また、対象事業分野に該当するか否か明確でない場合には、産業貿易省に対する事前相談を行うことも可能である。

産業貿易省は、安全保障や公序良俗を守るために必要であると判断した場合には、取引を禁止することができる。また、産業貿易省は、届出なくして実行済みの取引についても取引から 5 年間は事後審査を行い、その取引又はその取引の継続を禁止することができる。この結果、取得した株式については、議決権の行使が否定されたり、売却が命じられる可能性もあり得ると考えられる。

### ④ 違反の効果

産業貿易省の承認なく届出対象行為を行うことはできず、承認なく行われた行為は無効となる。

届出義務等に違反して当該行為を行った場合には、産業貿易省は、行為者の前会計年度の売上高の 2%に相当する金額の罰金を科すことができる。

## 4. ハンガリー

### (1) 従来の外国投資規制

ハンガリーでは「ハンガリーの国家安全保障を損なう外国投資規制の考査に関する法」(2018 年制定 LVII 号)が 2019 年 1 月 1 日より施行されており、内容は以下のとおりである。

#### ① 届出義務者

EU、EEA、スイス以外の国に登録している法人又は国籍保有者(外国投資家)が、(a)対象事業を営むハンガリー法人の株式の 25%(上場企業の場合には 10%)超を直接・間接的に取得する、若しくは、外国投資家の株式保有割合が 25%を超えることとなる株式取得を実行する、(b)対象事業についてハンガリーにおける支店を設立する、又は、(c)当該事業を営むために必要なインフラその他の資産を運用若しくは使用する権利を取得する場合に、届出が義務づけられていた。

#### ② 対象事業分野

兵器等、デュアルユース製品、又は諜報器具の製造事業、信用情報システム及び決済システムを扱う金融機関によるデータ処理事業、電力・ガス・水道事業、通信事業、並びに、国及び地方自治体の情報システムの設計、開発、運用事業が対象とされていた。

#### ③ 手続

取引に関する契約(LOI 等も含む)の締結、又は、新規事業に関する登記から 10 日以内に、内務大臣に届出を行わなくてはならず、クリアランスを取得するまで対象行為を実施できない。内務大臣は、届出を受領してから原則 60 日以内<sup>36</sup>に、対象行為が安全保障上問題ないか審査・判断を行う。そして、内務大臣は、当該行為に関してハンガリーの安全保障上の問題が認められると判断した場合には、当該行為を禁止することが出来る。

#### ④ 違反の効果

外国投資家が届出義務又は情報提供義務に違反した場合には、内務大臣は、法人に対しては 1,000 万フォリント(約 3 万 1,000 ユーロ)を上限として、自然人に対しては 100 万フォリント(約 3,100 ユーロ)を上限として、罰金を科すことができる。

<sup>35</sup> 一定の複雑な事案については審査期間を更に 30 日延長することが可能である。

<sup>36</sup> 一定の場合には審査期間を更に 60 日延長することが可能である。

## (2) 近時の外国投資規制の改正

ハンガリーは、本年 3 月に COVID-19 を原因とする緊急事態宣言を発令し、本年 5 月には規制対象範囲を広げた外国投資規制を政令により導入した。緊急事態宣言は 2020 年 6 月 18 日に解除されたものの、ハンガリー国会は、2020 年 6 月 17 日に、上記外国投資規制を含む緊急事態宣言下で導入された各種政令に基づく制度を 2020 年末まで引き続き有効とする法令を制定した。

緊急事態宣言下で導入された外国投資規制について、従来の規制との相違点は以下のとおりである。

まず、届出義務者の範囲が拡張され、株式の過半数取得且つ取引金額が大きい場合には、外国投資家のみならず EU、EEA、スイスに登録している法人又は国籍保有者にも届出義務が課せられた。また、外国投資家についても、届出義務の対象となる行為の範囲が拡張され、取引金額に関わらず、15%、25%、50%の閾値を超える株式の取得には届出義務が課せられ、更に、一定の取引金額を超える場合には 10%を超える株式取得で届出義務が課せられることとなった。

また、対象事業も大幅に拡大されており、例えば製造業、化学工業、食品事業、農業、ヘルスケア事業等、幅広い事業が届出の対象とされているが、外国投資規制は政府に対象事業の範囲を決定する権限を与えており、その外延は必ずしも明確ではない模様である。

上記のとおり、近時導入された外国投資規制は、従来のものに比べてかなり広範な規制を規定している。法律の有効期間は 2020 年末までとされているが、本法の有効期限が延長される、又は、同様の規制範囲を有する恒久的な立法がなされる可能性も否定できず、今後の動向が注目されるところである。

## 5. まとめ

ポーランド、チェコ、ハンガリーといった東欧諸国は、これまで、積極的に EU 域外からの投資を受け入れることで工業化を進展させた歴史があり、外国投資家を対象とする投資規制は限定的であった。今回は COVID-19 という特殊事情の影響を否定できないところであるものの、欧州各国が比較的広範な外国投資規制を導入したことで、今後は方向性が大きく変化する可能性も否定できない。今後の各国における外国投資規制の運用状況、及び、COVID-19 の影響が収まった後の各国の対応について、引き続き注視していく必要がある。



ほしの だいすけ  
星野 大輔

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[d\\_hoshino@jurists.co.jp](mailto:d_hoshino@jurists.co.jp)

2009年弁護士登録。2017年カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール卒業(LL.M.)。2017年よりチェコ共和国のPRK Partners s.r.o., advokátní kancelářへ出向し、チェコその他東欧各地の法律事務所と協同して日系企業にリーガルサービスを提供。2019年1月に帰国後は、複数の欧州クロスボーダーM&A案件に関与し、主として現地企業を買収する日系企業にリーガルサービスを提供している。



ふるや とおる  
古屋 亨

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[t\\_furuya@jurists.co.jp](mailto:t_furuya@jurists.co.jp)

2019年弁護士登録。2017年東京大学法学部卒業、2018年東京大学法科大学院中退。  
国内外のM&A案件等を中心に、企業法務全般に幅広く従事。